

VI いじめ防止基本方針

1 基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条から）

(2) 本校の実態及び課題

ア 実 態

（ア） 全校児童は豊かな自然の中で伸び伸びと生活している。地域や保護者の学校への期待と協力は多大である。各地区には公民館があり、世代を超えたコミュニティーが脈々と受け継がれ、相互を理解し支え合う人間関係がつくられている。神楽の継承や子ども会活動、消防団活動も盛んである。

しかし、少子高齢化等の社会環境の変化の中で、地域の絆が弱くなってきている面もやや見られる。

（イ） 登校時や学校外の活動時において、大きな声でいさつができるようになってきたが、いつでも、どこでも、誰にでもまではまだもう少しである。

（ウ） 明るく元気な児童が多く、異学年交流もあり、昼休みでも仲良く遊ぶ姿が見られる。

（エ） 幼少期から変化の少ない人間関係の中で育ち、切磋琢磨する機会が少ない。

（オ） 携帯電話を子どもに持たせたり扱わせたりする家庭が増えている。

（カ） 全国的ないじめ問題に敏感になっており、「本校児童からいじめ問題は起こさせない」という強い意識が全職員にある。定期的に「まごころ委員会」を開き、こころの時間に実施するアンケートを分析し、共通理解することにより、児童の変化を見逃さない、細やかな対応をしている。

イ 課 題

（ア） 児童の自律心や社会性、思いやりの心等をどう育て、高めていくか。

（イ） 生徒指導の機能を活かした授業を中心とした取組をどう体系づけていくか。

（ウ） 学校の取組を家庭や地域（幼保、中学校を含む）にどう広げていくか。

(3) いじめ防止に係る基本的な考え方

- 「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢の共通認識を図る。
- いじめ問題は、教師の児童観や指導観が問われる重要な問題であることの認識を図る。
- いじめを生む要因は身近にあるという考え方に対し、いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となって、保護者・地域一帯となってつくっていく。
- いじめによって最悪の場合、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守る。
- いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に重点的に取り組む。
- いじめに関する誤った考え方を一掃していく。
 - ・ いじめられる側にも問題がある。
 - ・ いじめをなくすのは無理だ。
 - ・ いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- 相手を傷つけたが、子ども同士で良好な関係を再び築くことができた場合には、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応をとることとする。

ア 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで、本校では生徒指導の3機能を生かした授業づくりや学級づくりを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていく。

イ 早期発見及び早期対応のための取組

いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくるものである。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめを発見した時には、問題の大小を安易に判断することなく組織的・継続的に対応していく。また、被害児童の心のケアに努める。児童に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動がとれるようになる。

2 取組事項

(1) 組織づくり

ア 校内においては

- (ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談窓口として既存のまごころ委員会（いじめ・不登校対策委員会）を毎月実施し、教職員一人一人の「小さな気づき」を共有化していく。気になる児童については、月をまたいで継続して話題にしたり、当該学級担任の学級づくりについても話題にし、全職員で問題解決に取り組んでいく。
- (イ) いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において以下の取組を行う。
 - 基本方針の見直し
 - 年間指導計画の作成
 - 校内研修会の立案・実施
 - 実態調査の定期的実施（毎月1回 アンケート実施 随時相談を行う）

イ 保護者に対しては

- (ア) 必要に応じて、三役会に報告、対応策を協議する。
- (イ) 全体への啓発が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。

ウ 地域に対しては

- (ア) 必要に応じて、校区内にある各地区公民館長に報告し、対応策を協議する。また、学校関係者評価委員にも報告し、対応策を協議する。
- (イ) 各地区的民生・児童委員と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。

(2) 未然防止のための取組

ア 生徒指導の機能を生かした授業づくり

- (ア) 一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。
- (イ) 学習規律を徹底し、規範意識を高める。
- (ウ) 自己決定の場を設定する。
- (エ) 意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。

イ 生徒指導の機能を生かした学級づくり

自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、ねばり強さや頑張ることの大切さを体感させる。

ウ 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。

(3) 望ましい人間関係を醸成する児童主体の活動の推進

ア 縦割り清掃活動

イ 異学年での交流会の実施

(4) 人権教育、道徳教育や情報モラル教育を中心とした年間指導計画の作成

(5) 教育相談の充実

ア 1単位時間を活用した教育相談の時間の設定

イ 心のオアシスとしての保健室の積極的活用

ウ 相談窓口の周知

(6) 職員研修の充実

ア 教育相談

イ ソーシャルスキルトレーニング

ウ 人権教育

(7) 家庭や地域との連携

ア P T A総会やP T A代表委員会での方針説明

イ 保護者や地域住民を対象とした研修会の実施

ウ 学校通信やホームページを活用した取組の報告

エ 学校評価の活用

3 早期発見及び早期対応のための取組

- (1) 児童が発する具体的なサインの作成と共有
 - いじめられた児童、いじめた児童が発する僅かな兆候（サイン）を、教職員、保護者、地域住民で共有すると共に、その気づきを情報として共有する連絡体制をつくる。
- (2) 定期的な教育相談の実施（年間 11回）
- (3) 定期的なアンケート調査の実施（毎月 1回 記名式）
- (4) まごころ委員会における情報の共有化と対応策の検討、組織的な対応
- (5) 職員研修の充実
 - ア いじめの兆候を見抜く目の育成
 - イ 教育相談において、子どもの本音を引き出す方策
 - ウ 初期段階において、解決を図る手順
- (6) 保護者、地域住民などに情報発信をし、いじめを止めさせるための行動をとる体制づくり

4 いじめに対する措置

- (1) 発見、通報を受けた時の対応
- (2) 情報の共有
- (3) 事実関係に係る調査
- (4) 解決に向けた指導及び支援

5 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
 - 文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報を掲載する等を言い、犯罪行為である。
- (2) 予防の取組
 - ア 年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。
 - イ 保護者や高学年児童を対象にした講習会を年1回程度実施し、情報機器（携帯電話やパソコン）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会をつくる。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。
 - ウ 職員研修の実施

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障がいを負った場合
 - 高額の金品を奪い取られた場合 等
 - イ 児童が相当の期間、欠席を余儀なくされている場合
- (2) 対応
 - ア 重大事態として認識し、校長が早めに町教育委員会に報告する。
 - イ 町教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

7 その他の留意事項

- (1) P D C Aのサイクルによるいじめ防止の取組
- (2) 校務の効率化の推進
- (3) 関係機関との連携
- (4) 基本方針の定期的見直し